

県伴走（物価高）の 5年無利子 遡及適用について

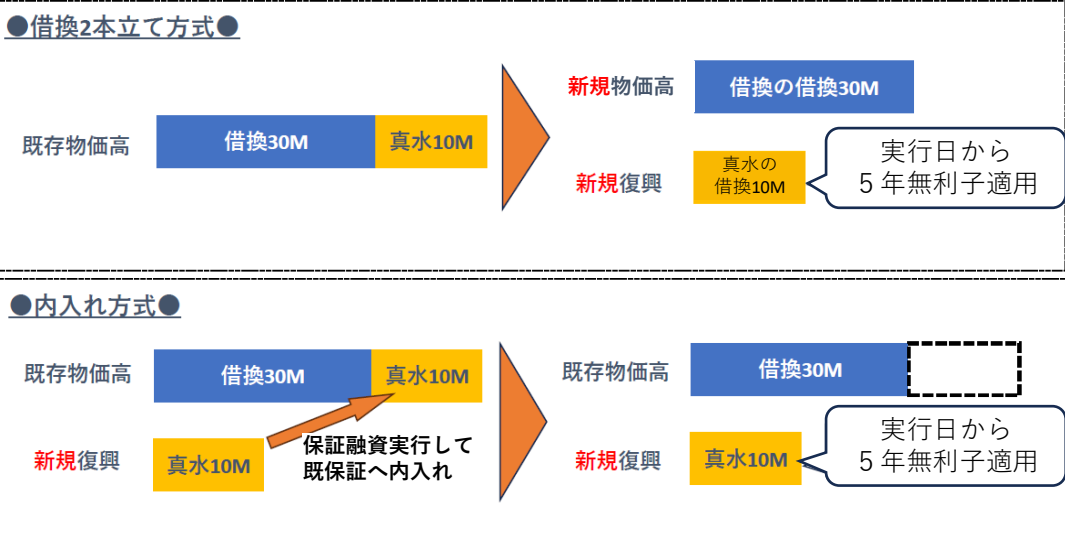
県伴走（物価高）SN4号分または一般分のお借入れについて、
※対象：R6.1.1～R6.2.27保証申込受付分
 その**真水分**を遡及して**5年間無利子**とするお取り扱いが可能です

5年間利子補給の対象一覧表

既実行制度	用途	既存分保証枠	無利子遡及	必要な手続き	遡及に必要な書類	備考	
物価高	真水のみ	1 一般 or SN4 (地震)	○	制度変更不要 右の書類を協会へ提出	・ 県伴走物価高5年無利子適用願書 ・遡及のための要件書類 (SN4(地震)認定書or 罹災証明等+補助金交付決定 (全半壊なら省略可))	保証制度は物価高のまま変わりません	
		2 SN5号	×				
	真水+借換	3 一般	○	○	県伴走復興(一般)で真水分の借換+県伴走物価高(一般)で借換分の借換	・遡及のための要件書類 (SN4地震or罹災証明等) ・保証申込書2件 ・売上高等減少要件確認書	・真水分のみ無利子 ・遡及のための特例対応(本来、復興の一般分はありません。遡及要件に加え、物価高一般分の要件を満たす必要があります。) ・同額借換のみ
					県伴走復興(一般)で真水相当分を内入れ	・遡及のための要件書類 (SN4地震or罹災証明等) ・保証申込書、条変申込書 ・売上高等減少要件確認書	
		4 SN4 (コロナ)	○	○	県伴走復興(SN)で真水分の借換+県伴走物価高(SN)で借換分の借換	・SN4(地震)認定書 ・保証申込書2件	・真水分のみ無利子 ・遡及のための特例対応(本来、復興で借換はできません) ・同額借換のみ
					県伴走復興(SN)で真水相当分を内入れ	・SN4(地震)認定書 ・保証申込書、条変申込書	
5 SN4 (地震)	○	○	○	県伴走復興(SN)で真水分の借換+県伴走物価高(SN)で借換分の借換	・SN4(地震)認定書 ・保証申込書2件		
				県伴走復興(SN)で真水相当分を内入れ	・SN4(地震)認定書 ・保証申込書、条変申込書		
6 SN5号	×						

借換または内入れで対応

※災害枠を使つての借換・内入れはできません。



金融機関様にて、**借換2本立て方式** または **内入れ方式** を選択できます